

## 自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめ方針（案）

### はじめに

- ・ 我が国の自殺の状況
- ・ これまでの自殺対策の概要とそれらが十分な効果を挙げていない理由
- ・ 本検討会の開催の経緯及び検討の経過
- ・ 本提言の構成とポイント

### 第 1 自殺対策の基本姿勢について

#### （ 1 ）自殺対策が目指す方向

総合的な自殺対策を社会的な取組みとして実施する必要性とそのような社会的な取組みを推進することが「共に支え合い、全ての人が生き心地のよい社会の実現」につながっていくことを記述する。

#### （ 2 ）自殺対策を推進する上での基本姿勢

自殺対策基本法の 4 つの基本理念を踏まえた以下の基本姿勢について記述する。

**社会的な取組みとして実施**  
**実態解明の推進と実態に応じた対策の実施**  
**事後対応の推進**  
**関係者の連携・協力の確保**

#### （ 3 ）自殺対策を推進する上で考慮すべき事項

自殺対策を推進する上で考慮すべき事項として以下の事項について記述する。

**継続的な実施**  
**プライバシーへの配慮等**  
**施策の重点化と評価・見直し**

## 第2 世代ごとの自殺の特徴と自殺対策の基本的方向

自殺対策の主たる対象となる各世代（青少年（子ども・青年）、中高年、高齢者）の自殺の特徴について記述するとともに、これらの特徴を踏まえた世代ごとの自殺対策の基本的方向について記述する。

- (1) 青少年
- (2) 中高年
- (3) 高齢者

## 第3 総合的な自殺対策として推進すべき事項について

自殺対策基本法第2章に規定する基本的施策の各項目について、当該施策を推進する理念、施策の概要、施策を進めるに当たっての配慮事項等とともに、主な施策例について項目ごとに記述する。

- (1) 調査研究の推進等
- (2) 教育活動、広報活動等を通じた国民の理解の増進
- (3) 人材の確保等
- (4) 職域、学校、地域等における心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 医療提供体制の整備
- (6) 自殺発生回避のための体制の整備等
- (7) 自殺未遂者に対する支援
- (8) 自殺者の親族等に対する支援
- (9) 民間団体の活動に対する支援

## 第4 目標設定及び推進体制について

)自殺対策の数値目標の在り方、 )国及び地方公共団体における推進体制の在り方、 )施策、事業等の評価・見直しについての考え方、 )大綱の見直しの考え方等について記述する。

おわりに